

2022年5月2日
東京MOU事務局

2021年年次報告書を公表しました

～検査実績はやや回復するもコロナ前の水準には及ばず～

東京MOU事務局では、1年間の東京MOUの活動状況や加盟当局のポート・ステート・コントロール（PSC）の実施結果等を取りまとめた年次報告書を毎年公表していますが、今般、27回目の年次報告となる2021年の年次報告書（Annual Report 2021）を取りまとめ、本日、英文ウェブサイト（<http://www.tokyo-mou.org>）に掲載、公表しました。

2021年年次報告書の主な内容は下記のとおりです。

記

1. 2021年の活動状況

(1) 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大の影響及び対応

2020年3月にパンデミックと認定されたCOVID-19感染症は2021年においても収束せず、東京MOUの活動に依然として大きな影響を及ぼしました。各国政府の規制により依然として検査の実施に困難を来した加盟当局もある一方で、COVID-19感染症拡大により訪船検査の実施が困難な場合の代替措置として合意された指針に従って4月から実施されることとなったりリモート検査を積極的に実施した当局もあり、域内検査件数全体では22,730件と前年（19,415件）に比べ17.1%増加しました。但し訪船検査件数に着目すると19,002件と前年とほぼ同様の件数に留まりました。また、COVID-19感染症拡大前の2019年の実績（31,372件）と比較すると、全体でも7割強（72.5%）に留まっています。

また、東京MOUの事業の柱の一つである技術協力事業については、前年はCOVID-19感染症の世界的拡大後全ての事業について中止又は延期を余儀なくされましたが、2021年においては、セミナー及び専門家派遣研修についてオンライン会議システムを活用し、可能な範囲で実施しました。

(2) 復原性全般に関する集中検査キャンペーン（CIC）

前年に実施を予定していたもののCOVID-19感染症拡大により1年間延期となった復原性全般に関する集中検査キャンペーンを2021年9月1日から11月30日までパリMOUと合同で実施しました。期間中、域内において4,984隻の船舶についてCIC質問票による検査を実施し、そのうち328隻（6.58%）の船舶に対し379件の不適合を指摘しました。期間中121隻の船舶が拘留処分を受けましたが、CICに直接関係する不適合により拘留された船舶は8隻であり、期間中の船舶拘留率（拘留船隻数／検査隻数）を見ると全体では1.93%であったのに対し、CICに直接関係する不適合によるものは0.16%と少なく、総じて復原性全般に関する要件を十分に

満足している状況を確認することができました。

(4) P S C委員会の開催

P S C委員会は、東京MOUの加盟当局・準加盟当局・オブザーバーにより構成され、原則として年1回開催され、東京MOUの重要事項を決定しています。P S C委員会の第31回及び第32回会合をそれぞれ2020年12月（於：韓国）及び2021年9月（於：ペルー）に開催する予定でしたが、COVID-19感染症による海外渡航の制限等の継続により対面での開催が不可能となったため、両会合をオンライン方式によりそれぞれ2021年1月及び10月に開催しました。

両会合の主な決定事項は以下のとおりです。

- ① COVID-19感染症拡大に伴う船員交代問題への対応等を含めた統一的な検査指針の策定・公表
- ② COVID-19感染症拡大により訪船検査の実施が困難な場合の代替措置として実施するリモート検査に関するガイドラインの策定及び2021年4月1日からの実施
- ③ 技術協力事業について COVID-19感染症拡大下においてもオンライン方式等により可能な範囲での実施
- ④ カンボジアをオブザーバー参加を承認
- ⑤ 2019年に実施した非常システム及びその手順に関する集中検査キャンペーンに係る報告書の承認
- ⑥ 戦略計画・行動指針（2021～2025年）及び技術協力プログラム統合戦略5か年計画（2021～2025年）を承認
- ⑦ 第7回IMO条約等実施小委員会(III7: 2021年7月開催)の決定を踏まえ、2024年に実施予定の「船員の賃金及び雇用契約」に関するC I Cに海上労働条約の2014年改正で新たに追加された船員召還のための金銭保証要件に関する項目を追加することを承認
- ⑧ 漁船に対するP S Cの実施のためのロードマップを原則承認

(5) 技術協力事業

技術協力（研修）事業については、第31回P S C委員会の決定に従い、COVID-19感染症拡大の状況下においては、対面方式が主体の事業は中止し、以下の事業をオンライン方式により実施しました。

- ① セミナー（7月、参加者：37国・地域から75名）
- ② 専門家派遣研修
 - マレーシア（10月、日本の専門家が対応）
 - インドネシア（10月。シンガポールの専門家が対応）
 - パプアニューギニア（オーストラリア、中国及びニュージーランドの専門家が対応）
 - ベトナム（11～12月、日本の専門家が対応）
 - タイ（12月、日本の専門家が対応）

(6) I M O、他地域P S C協力組織との協力

COVID-19感染症拡大による影響・対応について協議するために2021年9月に開催された地域P S C協力組織事務局長会議に参加し、COVID-19感染症拡大への対応に関する情報交換を行ったほか、統一的な対応に向けての協議を行いました。

2. 2021年のPSC検査実施結果概況

(1) 概況

2021年（1～12月）の域内のPSC検査は、COVID-19感染症の影響を依然として受けているものの、一部の加盟当局では積極的にリモート検査を実施するなど、検査件数は訪船検査・リモート検査を合わせた総数で22,730件と前年（19,415件）と比べ17.1%増加しました。一方、リモート検査を除いた訪船検査件数を見ると19,002件と前年とほぼ同水準に留まりました。

加盟当局別（検査件数200件以上の当局）に訪船検査実績を見ると、ペルー（対前年比152.9%増）チリ（同33.6%増）、インドネシア（同31.1%増）、マレーシア（同21.3%増）の順に増加率が高くなっている一方、シンガポール（対前年比73.9%減）、中国（同24.46%減）日本（同12.2%減）の順に減少率が多い状況となっています。また、リモート検査の比率（全体検査件数に占める割合）は、中国（83.8%）及びシンガポール（70.9%）が突出して高く、ベトナム（14.5%）がこれらに次ぐ実績となっているほかは0～3%程度に留まっています。

検査1件当たりの不適合指摘数は1.75件（前年1.80件）と減少し、航行停止処分率も2.31%（同2.54%）と0.2ポイント強減少しました。また、2016年から増加傾向が見られる航行停止処分を受けた船舶1隻当たりの航行停止要因不適合の数（2016年：2.58、2017年：2.76、2018年：2.50、2019年：2.77、2020年：2.69）について、2021年は2.44と微減に留まり、航行停止処分を受けた船舶の劣悪な状況が継続していることが見受けられます。

(2) 検査率

検査率（検査隻数／入港隻数）は、COVID-19感染症拡大の影響が顕著だった前年（50%）より7ポイント増加し57%でした。

(3) 不適合指摘数

指摘された不適合総数は39,838件と件と検査件数の増加もあり前年（34,924件）より14.1%増加した一方で、上述のとおり検査1件当たりの不適合指摘数は減少（1.80件→1.75件）しました。指摘された不適合を範疇ごとに見ると、火災安全措置が最も多く、次いで、救命設備、航行安全関係でした（図1参照）。

(4) 航行停止処分件数

航行停止処分件数は、526件（前年493件）と前年に比べ6.7%増加しました。航行停止処分の要因となった不適合は、ISMコード（その他）に関する不適合が最も多くを占め、防火ダンパーに関する不適合、救命艇に関する不適合、ISMコード（船舶・設備の保守）に関する不適合が、これに次いでいます（図2参照）。

(5) 旗国格付け

登録船舶の航行停止処分率の平均値（過去3年間）を基に旗国のパフォーマンスを統計処理により算出しその結果に応じ、Black/Gray/Whiteに分類した表を毎年の年次報告に掲載しています（統計処理手法の限界により過去3年間の検査件数が30件以上の旗国を対象）が、ブラックリストに掲載された国は3か国（前年は7か国）と前年より4か国減少しました。ワースト1位はモンゴルとなり、トーゴ、シエラレオネがこれに次いでいます（表1）。

(6) ROパフォーマンス

RO（認定検査機関）に対する評価では、“low”に該当するものはなく、“medium”及び“high”がそれぞれ9（前年11）及び17（同17）でした。



2021年域内PSC検査における不適合事例
 (左：船体外板損傷、中央：パイロットラダーの損傷、右：救命艇招集場所の貨物搭載)

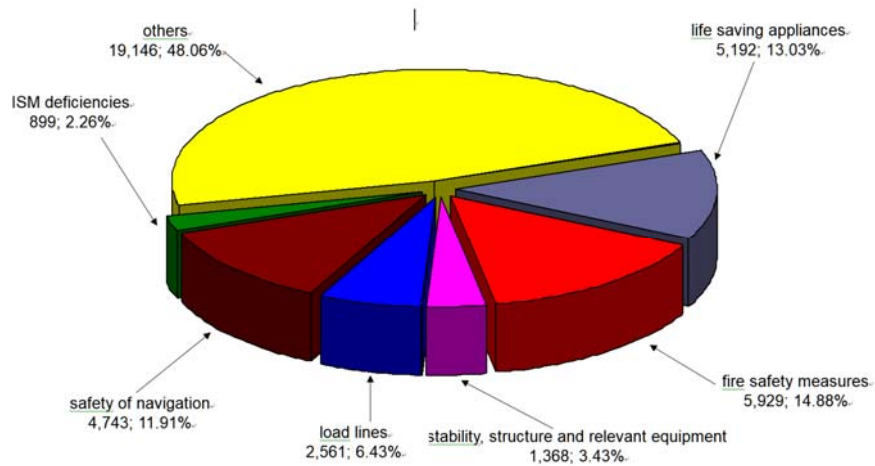


図1 2021年PSC検査で指摘した欠陥の種類別構成

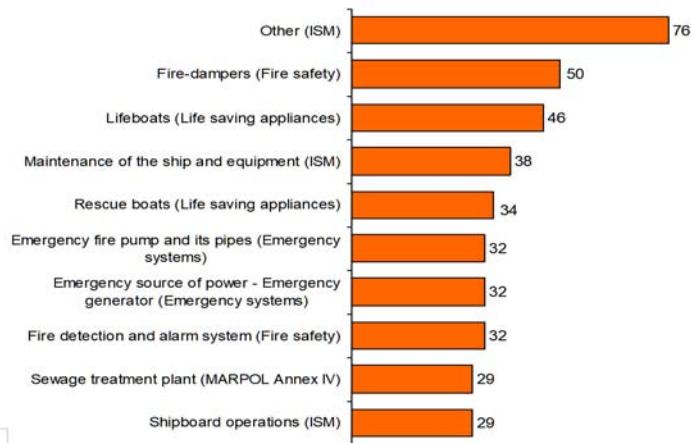


図2 2019年PSC検査で指摘した拘留要因となった欠陥の種類別件数

2021年ブラックリスト国	
	モンゴル
	トーゴ
	シエラレオネ

表1 2020年ブラックリスト掲載国

お問合せ先
 (公財) 東京エムオウユウ事務局
 03-3433-0621
 担当：久保田・寧(ニン)

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロール（P S C）に関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2021年4月30日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、下記の7の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム
オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリ MoU、インド洋 MOU、黒海 MOU、Viña del Mar Agreement（南米 MOU）、リヤド MOU、カリブ海 MOU、アブジャ MOU

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。海上安全、海事保安、海洋環境保護、船員の作業・居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい不適合が認められた場合には、航行停止処分（**detention**）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン（CIC）：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

東京MOUが実施している研修訓練事業：

日本財団のご支援を得て以下の事業を実施。

一般研修：初任や暫く業務から離れていたP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府（国土交通省海事局）の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。座学（2週間）と訪船実習（2週間）で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数名が参加するほか、IMOの資金援助により他のP S C組織（パリMoUを除く。）からも参加している。

専門家派遣研修：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

P S C検査官交流研修：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。

セミナー：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年1回実施している。

専門研修：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。

COVID-19感染症拡大下では、対面方式が主体の一般研修及びP S C検査官交流研修については実施を見合わせている。

以上